

平成 26 年 9 月

第 7 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 報告 >

報告第 5 号	専決処分について（平成 26 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号））
---------	--------------------------------------

< 予算 >

議案第 100 号	平成 26 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 101 号	平成 26 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）
議案第 102 号	平成 26 年度尼崎市特別会計競艇場事業費補正予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 103 号	尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 104 号	尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 105 号	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 106 号	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 107 号	尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 108 号	尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例について
議案第 109 号	尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例について
議案第 110 号	尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会条例について
議案第 111 号	尼崎市産業振興基本条例について
議案第 112 号	尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 113 号	尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例

例について

<その他>

議案第 1 1 4 号	工事請負契約について（尼崎北小学校特別教室棟耐震補強等工事）
議案第 1 1 5 号	工事請負契約について（園田東小学校校舎棟改築等工事）
議案第 1 1 6 号	工事請負契約について（園田東小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事）
議案第 1 1 7 号	工事請負契約について（園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事）
議案第 1 1 8 号	工事請負契約の変更について（成文小学校東棟改築等工事）
議案第 1 1 9 号	工事請負契約の変更について（成文小学校東棟改築等工事のうち電気設備工事）
議案第 1 2 0 号	工事請負契約の変更について（成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事）
議案第 1 2 1 号	工事請負契約の変更について（浜田小学校北東棟改築等工事）
議案第 1 2 2 号	工事請負契約の変更について（塚口小学校西南棟改築等工事）
議案第 1 2 3 号	工事請負契約の変更について（園田小学校北棟改築等工事）
議案第 1 2 4 号	工事請負契約の変更について（園田小学校北棟改築等工事のうち電気設備工事）
議案第 1 2 5 号	工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事）
議案第 1 2 6 号	工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事）
議案第 1 2 7 号	工事請負契約の変更について（園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事）

議案第 1 2 8 号	工事請負契約の変更について（武庫中学校南棟耐震補強等工事）
議案第 1 2 9 号	工事請負契約の変更について（小園中学校管理棟等耐震補強工事）
議案第 1 3 0 号	工事請負契約の変更について（塚口保育所改築工事）
議案第 1 3 1 号	事業契約について（市営武庫 3 住宅第 1 期建替事業）
議案第 1 3 2 号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
議案第 1 3 3 号	平成 2 5 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 1 3 4 号	平成 2 5 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 1 3 5 号	平成 2 5 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

報 告

報告第5号

専決処分について

平成26年度尼崎市一般会計補正予算について、平成26年8月8日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成26年9月9日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成26年度尼崎市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度尼崎市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,898千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199,973,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	74,898	74,899
	05 繰越金	1	74,898	74,899
歳入合計		199,898,352	74,898	199,973,250

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
20 衛生費		13,926,240	74,898	14,001,138
	05 保健衛生費	7,127,581	74,898	7,202,479
歳出合計		199,898,352	74,898	199,973,250

(説明)

水痘の集団予防及び重篤化予防と高齢者の肺炎球菌感染症の個人予防を目的に、予防接種事業を行うにあたり、急施を必要としたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

一 一般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 3 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	74,898	74,899			
05 項 繰越金	1	74,898	74,899			
05 目 繰越金	1	74,898	74,899	繰越金	74,898	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 74,898

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛生費	13,926,240	74,898	14,001,138	特定財源 0 一般財源 74,898			
05 項 保健衛生費	7,127,581	74,898	7,202,479	特定財源 0 一般財源 74,898			
15 目 予防接種費	951,916	74,898	1,026,814	一般財源 74,898	11 需用費	28,826	○ 予防接種事業費（健康福祉局） 水痘の集団予防及び重篤化予防と高齢者の肺炎球菌感染症の個人予防のための予防接種事業実施に伴う補正
					12 役務費	1,443	
					13 委託料	44,629	

予 算

議案第 100 号

平成 26 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 26 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 256,450 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 200,229,700 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の追加は、「第 3 表市債補正」による。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		45,733,410	33,004	45,766,414
	10 国庫補助金	7,101,712	33,004	7,134,716
55 寄付金		43,402	15,000	58,402
	05 寄付金	43,402	15,000	58,402
65 繰越金		74,899	135,446	210,345
	05 繰越金	74,899	135,446	210,345
70 諸収入		7,299,994	1,000	7,300,994
	30 雑収入	4,922,197	1,000	4,923,197
75 市債		25,628,900	72,000	25,700,900
	05 市債	25,628,900	72,000	25,700,900
歳入合計		199,973,250	256,450	200,229,700

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		11,744,865	168,450	11,913,315
	05 総務管理費	9,612,892	134,114	9,747,006
	10 徴税費	1,170,217	34,336	1,204,553
45 消防費		4,565,402	16,000	4,581,402
	05 消防費	4,565,402	16,000	4,581,402
53 災害復旧費		1	72,000	72,001
	15 公共土木施設 災害復旧費	-	72,000	72,000
歳出合計		199,973,250	256,450	200,229,700

第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

変 更

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
小学校施設耐震化事業	平成28年度	4,395,747	平成28年度	4,572,747

第3表 市債補正

(単位 千円)

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害復旧事業費	72,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	5.5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの日から据置期間を含め30年以内に半年賦元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により、繰上げ償還を行い、償還年限を短縮し、又は利率を高めないうで借換えをすることができるとし、借入れ先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

一 一般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 4 号)

歳 入

55 寄付金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
55 款 寄 付 金	43,402	15,000	58,402			
05 項 寄 付 金	43,402	15,000	58,402			
45 月 消防費寄付金	-	15,000	15,000	消防費寄付 金	15,000	○ (消防局) 寄付採納に伴う補正 15,000

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	74,899	135,446	210,345			
05 項 繰越金	74,899	135,446	210,345			
05 目 繰越金	74,899	135,446	210,345	繰 越 金	135,446	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 135,446

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	7,299,994	1,000	7,300,994			
30 項 雑 入	4,922,197	1,000	4,923,197			
20 目 雑 入	4,922,194	1,000	4,923,194	消防団員等 公務災害補 償等共済基 金収入	1,000	○ (消防局) 助成金を活用した消防団員の安全装備品の 整備に伴う補正 1,000

議 100-10

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	25,628,900	72,000	25,700,900			
05 項 市 債	25,628,900	72,000	25,700,900			
53 月 災害復旧債	-	72,000	72,000	公団災害復 旧債	72,000	○ (都市整備局) 台風 1 1 号により被災した武庫川河川敷緑 地の復旧に伴う補正 72,000

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	11,744,865	168,450	11,913,315	特定財源 33,004 一般財源 135,416			
05 項 総務管理費	9,612,892	134,114	9,747,006	特定財源 10,114 一般財源 124,000			
05 目 一般管理費	6,574,194	10,114	6,584,308	国庫支出金 10,114	13 委 託 料	8,000	○ 電子計算関係事業費 (総務局) 社会保障・税番号制度導入に必要なシステム 改修等の実施に伴う補正
55 目 財産管理費	401,380	124,000	525,380	一般財源 124,000	19 負担金、補 助及び交付 金	2,114	
					25 積 立 金	124,000	○ 財政調整基金積立金 (企画財政局) 決算剰余金の2分の1相当額の積立に伴う補 正

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 徴 税 費	1,170,217	34,336	1,204,553	特定財源 22,890 一般財源 11,446			
10 口 賦課徴収費	212,614	34,336	246,950	国庫支出金 22,890 一般財源 11,446	13 委 託 料	34,336	○ 税務総合システム関係事業費 (資産統括局) 社会保険・税番号制度導入に必要なシステム 改修の実施に伴う補正

歳 出

45 消 防 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
45 款 消 防 費	4,565,402	16,000	4,581,402	特定財源 16,000 一般財源 0			
05 項 消 防 費	4,565,402	16,000	4,581,402	特定財源 16,000 一般財源 0			
05 目 常備消防費	4,209,606	1,102	4,210,708	その他 1,102	18 備品購入費	1,102	○ 防災センター研修事業費 (消防局) 消防行政への市民啓発用備品の整備に伴う補正 902 ○ 救助隊整備事業費 救助活動用備品の整備に伴う補正 200
10 目 非常備消防費	108,409	2,711	111,120	その他 2,711	11 需 用 費	2,711	○ 消防団活動事業費 (消防局) 消防団員の安全装備品の整備に伴う補正 2,711
15 目 消防施設費	247,387	12,187	259,574	その他 12,187	11 需 用 費	888	○ 消防設備整備事業費 (消防局) 消防指揮車の更新に伴う補正 12,187
					12 役 務 費	125	
					18 備品購入費	11,100	
					27 公 課 費	74	

歳 出

53 災害復旧費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
53 款 災害復旧費	1	72,000	72,001	特定財源 72,000 一般財源 0			
15 項 公共土木施 設災害復旧 費	-	72,000	72,000	特定財源 72,000 一般財源 0			
20 目 公園災害復 旧費	-	72,000	72,000	市 債 72,000	15 工事請負費	72,000	○ 公園災害復旧費 (都市整備局) 台風 11 号により被災した武庫川河川敷緑地 の復旧に伴う補正

2 債務負担行為で平成27年度以降にわたるものについての平成25年度末までの支出額及び平成26年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

変更

事 項	限 度 額	平成25年度末までの		平成26年度以降の		左 の 財 源 内 訳				摘 要	
		支 出 期 間	金 額	支 出 期 間	金 額	特 定 財 源	市 債	一 般 財 源			
								国県支出金	その他		
小学校施設耐震化事業	補正前の額 4,395,747										
	補正額 177,000			平成28年度まで	4,395,747		661,696	3,732,000			2,051
	補正後の額 4,572,747			平成28年度まで	177,000			177,000			
				平成28年度まで	4,572,747		661,696	3,909,000			2,051

3 市債の平成24年度末における現在高並びに平成25年度末及び平成26年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成24年度末現在高	平成25年度末 現在 高見込額	平成26年度中増減見込み		平成26年度末 現在 高見込額
			平成26年度中 起債見込額	平成26年度中 元金償還見込額	
普 通 債	158,546,369	153,815,004	16,251,000	17,224,082	152,841,922
土 木 育 宅 付 務 生 生 働 工 防	65,233,355	60,365,686	2,800,200	6,920,940	56,244,946
教 育 宅 付 務 生 生 働 工 防	31,140,293	35,596,489	9,255,300	2,725,579	42,126,210
市 営 住 宅 資 金 貸 付 務 生 生 働 工 防	22,001,735	19,955,849	439,300	2,233,031	18,162,118
住 宅 資 金 貸 付 務 生 生 働 工 防	57,470	41,106	-	16,658	24,448
総 計	150,363	160,034	128,300	16,401	271,933
民 生 生 働 工 防	6,117,264	6,653,037	931,200	718,938	6,865,299
衛 生 生 働 工 防	24,811,381	22,595,068	1,813,400	3,632,389	20,776,079
労 働 工 防	2,200	1,800	-	400	1,400
商 工 防	464,943	344,464	44,300	162,767	225,997
消 防	2,174,361	2,121,826	839,000	373,301	2,587,525
企業会計等出資金	6,393,004	5,979,645	-	423,678	5,555,967
災害復旧債	7,658	4,981	72,000	2,701	74,280
土 木 育 宅 付 務 生 生 働 工 防	-	-	72,000	-	72,000
教 育 宅 付 務 生 生 働 工 防	591	297	-	297	-
その他公共施設等	7,067	4,684	-	2,404	2,280
そ の 他 債	86,020,217	91,411,043	11,870,000	6,494,031	96,787,012
減 税 補 て ん 債	6,991,946	5,437,654	-	1,533,276	3,904,378
臨時税収補てん債	1,069,894	864,346	-	209,679	654,667
臨時財政対策債	57,925,634	66,206,058	11,870,000	3,475,854	74,600,204
退職手当債	15,012,328	14,168,840	-	888,692	13,280,148
減 収 補 て ん 債	5,020,415	4,734,145	-	386,530	4,347,615
合 計	244,574,244	245,231,028	28,193,000	23,720,814	249,703,214

議案第 1 0 1 号

平成 2 6 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算
(第 1 号)

平成 2 6 年度尼崎市の特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 4 , 0 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 , 4 2 2 , 5 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	114,024	114,025
	05 繰越金	1	114,024	114,025
歳入合計		36,308,484	114,024	36,422,508

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
60 諸支出金		17,411	114,024	131,435
	10 諸費	17,411	114,024	131,435
歳出合計		36,308,484	114,024	36,422,508

特 別 会 計

介護保険事業費予算説明書

(補 正 1 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	114,024	114,025			
05 項 繰越金	1	114,024	114,025			
05 目 繰越金	1	114,024	114,025	繰越金	114,024	○ (健康福祉局) 補正財源として前年度繰越金を補正 114,024

歳 出

60 諸支出金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 款 諸支出金	17,411	114,024	131,435	特定財源 0 一般財源 114,024			
10 項 諸 費	17,411	114,024	131,435	特定財源 0 一般財源 114,024			
10 月 第1号被保険者償還金及び還付加算金	17,411	114,024	131,435	一般財源 114,024	23 償還金、利息及び割引料	114,024	○ 国庫負担金等返還金（健康福祉局） 前年度分精算に伴う補正 114,024

議案第 102 号

平成 26 年度尼崎市特別会計競艇場事業費補正予算
(第 1 号)

平成 26 年度尼崎市の特別会計競艇場事業費補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 133,481 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 80,882,396 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	133,481	133,482
	05 繰越金	1	133,481	133,482
歳入合計		80,748,915	133,481	80,882,396

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 競艇事業費		79,109,199	133,481	79,242,680
	05 競艇事業費	79,109,199	133,481	79,242,680
歳出合計		80,748,915	133,481	80,882,396

特 別 会 計

競 艇 場 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	133,481	133,482			
05 項 繰越金	1	133,481	133,482			
05 目 繰越金	1	133,481	133,482	繰越金	133,481	○ (資産純抵当) 補正財源として前年度繰越金を補正 133,481

歳 出

10 競艇事業費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 競艇事業費	79,109,199	133,481	79,242,680	特定財源 0 一般財源 133,481			
05 項 競艇事業費	79,109,199	133,481	79,242,680	特定財源 0 一般財源 133,481			
40 目 地方公共団体金融機構 納付金	41,407	133,481	174,888	一般財源 133,481	19 負担金、補助及び交付金	133,481	○ 地方公共団体金融機構納付金（資産統括局） 前年度決算に基づく納付金の増に伴う補正

条 例

議案第 103 号

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例の一部を改正
する条例について

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例の一部を改正
する条例

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例（平成 16 年尼崎市条
例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の設置」を「（以下「審査委員会」という。）の設置」に
改め、「ついて」の次に「必要な事項を」を加える。

第 2 条第 1 項中「行う」を「処理させる」に改め、「尼崎市情報公
開・個人情報保護審査委員会（以下「」及び「」という。）」を削り、
同項第 3 号中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保
護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定により同項に規定する合
議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。

第 4 条第 1 項中「、市長」を「市長」に改め、同条第 3 項中「補欠委
員」を「委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後
任の委員」に、「前任者」を「前任の委員」に改める。

第 6 条中「会長が会議」を「会議」に改める。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 部会は、会長が指名する委員 3 人以上で組織する。

第 8 条第 3 項中「当該」を「部会長は、その」に改め、「これを」を
削り、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 6 条及び前条」を「第 5 条
第 3 項及び前 2 条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前条中「委員の」とあるのは、「部会に属する
委員の」と読み替えるものとする。

第 8 条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（意見の聴取等）

第 1 3 条 審査委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会の所掌事項の追加等、規定の整備をするため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 104 号

尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

尼崎市立学校授業料等徴収条例（昭和 51 年尼崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び入園料」を削る。

第 2 条第 1 項中「授業料等」を「授業料、入学考査料及び入学料」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定で教育委員会規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として、市立幼稚園に在園する者（以下「園児」という。）に係る支給認定保護者（同法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）（以下「在園児支給認定保護者」という。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して教育委員会規則で定める額とする。

第 2 条第 3 項を削る。

第 3 条第 1 項中「、授業料月額を 1 月分として」を削り、同条第 3 項中「就学支援金支給法第 4 条の」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金支給法」という。）第 4 条の」に改める。

第 5 条の見出しを「（保育料の徴収）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

保育料は、市立幼稚園に在園する日の属する月の月分を、当該月の末日までに、在園児支給認定保護者又は市立幼稚園に在園していた者に係る支給認定保護者若しくは支給認定保護者であった者から徴収す

る。

第5条第3項を削る。

第6条第1号中「又は園児」を削る。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(届出)

第8条 生徒又は在園児支給認定保護者は、次のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 第6条の規定による授業料等の減免（以下「減免処分」という。）を受けている生徒又は在園児支給認定保護者にあつては、当該減免処分の理由となった事実に変更があつたとき。

(2) その他教育委員会規則で定める場合

(減免処分の取消し)

第9条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を取り消すことができる。

(1) 生徒又は在園児支給認定保護者が偽りその他不正の手段により減免処分を受けたとき。

(2) 第6条各号に掲げる要件（当該減免処分に係るものに限る。）に該当しなくなったとき。

2 本市は、前項の規定による減免処分の取消しを受けた者が、当該取消しによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

別表を次のように改める。

別表

区 分		金 額
授 業 料	全日制の課程	1月につき 9, 900円
	定時制の課程	1月につき 2, 700円
入 学 考 査 料	全日制の課程	2, 200円
	定時制の課程	950円

入 学 料	全日制の課程	5, 6 5 0 円
	定時制の課程	2, 1 0 0 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度又は平成27年度（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が平成28年4月1日である場合は、平成27年度に限る。）に尼崎市立幼稚園に入園した者に係る保育料（施行日の属する月以後の月分のものに限る。）の額は、この条例による改正後の尼崎市立学校授業料等徴収条例第2条第2項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

(説 明)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 105 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 9 月 9 日 提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年尼崎市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号ア中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「を現に扶養している」を「の保護者（親権を行う者、後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）である」に改め、同号イを次のように改める。

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子で、乳児等の保護者であるもの（以下「父子家庭の父」という。）

第 2 条第 7 号ウ中「母子家庭」の前に「乳児等で」を加え、「に扶養されている乳児等」を「がその保護者であるもの」に改め、同条第 11 号を次のように改める。

(11) 所得を有しない者 次に掲げる要件を備える者をいう。

ア その属する世帯に属する全ての者について、療養の給付等が行われた月の属する年度（当該療養の給付等が行われた月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、当該年度の前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第 328 条の規定により課される所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されておらず、又は市町村若しくは特別区の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されていること。

イ その属する世帯に属する全ての者について、アの療養の給付等

が行われた月の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）の支給を受けるものについては、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定された総所得金額）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がないこと。

第2条第12号中「市町村の」を「市町村又は特別区の」に、「あり、」を「、当該」に、「（療養）」を「（当該療養）」に改め、「あつては、」の次に「当該療養の給付等が行われた月の属する年の」を、「及び」の次に「当該」を加え、「ある者」を「あるもの」に改める。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 老人であつて、次に掲げる要件を備えるもの

ア 前条第11号アに該当すること。

イ 療養の給付等が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であること。

第3条第1項第3号中「（親権を行う者、後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）及び」を「その他」に、「と生計を一にする扶養義務者」を「を扶養している者」に改め、同項第4号中「に満たない」を「未満である」に改め、同項第5号中「、その者」及び「の保護者」を削り、「と生計を一にする扶養義務者」を「を扶養している者並びに第2条第7号エに掲げる者（当該者を扶養している者がある場合は、当該者）（以下これらを「母子家庭等の生計維持者」という。）」に改め、同号ア中「当該母子家庭の母等に対する」及び「（当該療養の給付等が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。イにおいて同じ。）」を削り、同号イを次のように改める。

イ 低所得者

第４条第１項第１号ア及びイ中「あつて」を「該当する場合」に改め、同項第３号ア(ｱ)中「及び」を「その他」に、「と生計を一にする扶養義務者」を「を扶養している者」に改め、同項第５号ア及びイ中「と生計を一にする扶養義務者」を「を扶養している者」に改め、同項第６号中「当該身体障害者等」の次に「を扶養している者」を加え、「母子家庭の母等及び母子家庭の母又は父子家庭の父」を「母子家庭等の生計維持者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第２８号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 106 号

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

（説 明）

薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 107 号

尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する
条例

尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 20 年尼崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（以下「墓地等」という。）」を削る。

第 3 条第 1 項中「墓地等」を「墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）」に改め、同条第 2 項中「第 5 条から第 11 条までの規定に適合する場合（第 12 条の規定により）」を「第 5 条及び第 6 条に規定する基準、第 7 条各号、第 8 条各号及び第 9 条各号に掲げる基準、第 10 条に規定する基準並びに第 11 条各号に掲げる基準（第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定によりこれらの）」に、「基準に」を「基準）に」に、「場合）」を「場合」に、「の移転をする」を「を移転する」に改め、同条第 4 項中「第 1 項から前項まで」を「前各項」に改め、「変更を除く。」の次に「第 18 条を除き、以下同じ。」を加え、「当該者が」を「前項」とあるのは「第 4 項において読み替えて準用する前項」と、「公共事業の施行により墓地又は納骨堂を移転する」に、「当該者が墓地」を「墓所の数を増加させずに墓地」に、「を変更し（区域を拡張する場合を除く。）、若しくは」を「の変更をし、又は」に、「を変更し、又は」を「の変更をする」に改める。

第 4 条中「第 11 条第 1 項又は第 2 項」を「第 11 条」に改め、「墓地又は火葬場の」を削り、「、経営変更許可又は廃止許可」を「（墓地又は火葬場のものに限る。第 15 条第 1 項において同じ。）若しくは経営変更許可（墓地又は火葬場のものに限る。）」に改め、「いう。）」

の次に「又は同条の規定により廃止許可（墓地又は火葬場のものに限る。）があったものとみなされる処分」を加え、「当該みなし許可に係る」を「これらの」に、「その」を「、その」に改める。

第6条中「墓地等の」を「墓地、納骨堂及び火葬場の」に改める。

第12条の見出し中「緩和」を「緩和等」に改め、同条中「市長は」の次に「、前項に規定するもののほか」を加え、「より」の次に「墓地等の設置場所の周辺の」を加え、「第7条から前条までに規定する基準（第7条第2号ア及びイに掲げる施設に係るものを除く。）」を「第7条各号に掲げる基準（同条第2号ア又はイに掲げる施設に係るものを除く。）、第8条各号若しくは第9条各号に掲げる基準、第10条に規定する基準又は前条各号に掲げる基準」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加える。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める基準を緩和することができる。

- (1) 墓地にあっては、その存する境内地が30年以上にわたり塀等により外部と区画されている場合において、当該境内地内で墓地の区域の変更をするとき 第7条各号に掲げる基準
- (2) 墓地にあっては、公共事業の施行により、墓地を移転し、又はその区域の変更をするとき 第7条各号に掲げる基準
- (3) 火葬場にあっては、その存する敷地内で建て替え、又は改築し、若しくは増築するとき 第10条に規定する基準

第12条に次の1項を加える。

- 3 経営許可等が行われた墓地及び火葬場（みなし許可に係る処分があった場合における当該みなし許可に係る処分に係る墓地及び火葬場を含む。）については、当該経営許可等が行われた墓地の区域又は当該経営許可等が行われた火葬場の施設の変更をするまでの間は、第7条及び第10条の規定は、適用しない。

第15条第1項中「墓地又は火葬場の経営許可等」を「経営許可」に改め、同条第2項中「その」を「、その」に改める。

第16条第1項中「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同

条第２項中「同項」を「同条第２項」に改める。

第１７条第１項中「第８条、第９条又は第１１条の規定に適合していること（第１２条」を「第８条各号、第９条各号又は第１１条各号に掲げる基準（第１２条第１項又は第２項」に、「基準が」を「これらの基準が」に、「は、当該」を「は、その」に、「基準に」を「基準」に」に、「こと）」を「こと」に改める。

付則第４項中「者に係る」の次に「当該経営許可等が行われた」を、「当該」の次に「経営許可等が行われた」を、「又は」の次に「当該経営許可等が行われた」を加え、「を変更する」を「の変更をする」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

境内墓地等の変更許可手続における適用除外の規定整備等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 108 号

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例について

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例

尼崎市立保育所条例（昭和 27 年尼崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例

本則を次のように改める。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、尼崎市立保育所（以下「保育所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 3 項の規定に基づき、保育所を設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（開所時刻等）

第 4 条 保育所の開所時刻、閉所時刻及び休所日は、規則で定める。ただし、第 6 条第 4 項に規定する延長保育許可をするときは、開所時刻若しくは閉所時刻を変更し、又はその他市長が特別の理由があると認めるときは、開所時刻、閉所時刻若しくは休所日を変更し、若しくは臨時に保育所の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

（入所等の資格）

第 5 条 保育所に入所することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 20 条第 4 項に規定する支給認定子ども（支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（支

援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)に該当するものに限る。)

(2) 法第24条第5項又は第6項の規定による保育所への入所の措置を受けた乳児(法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。以下同じ。)又は幼児(同項第2号に規定する幼児をいう。以下同じ。)(以下「措置入所乳幼児」という。)

(3) その他市長が別に定める者

2 一時預かり保育(災害、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。)の傷病、保護者の育児に係る負担の軽減等のため、規則で定める保育所、日及び時間帯において、一時的に乳児又は幼児について行われる保育(法第6条の3第7項に規定する保育をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を受けることができる者は、本市内に住所を有する乳児(生後6月に満たないものを除く。)又は幼児で規則で定める要件を備えるもの(以下「一時預かり対象乳幼児」という。)とする。

(入所許可等)

第6条 前条第1項第1号又は第3号に該当する者(以下「入所対象乳幼児」という。)の保護者は、第4条本文に規定する開所時刻(以下「開所時刻」という。)から同条本文に規定する閉所時刻(以下「閉所時刻」という。)までの間に保育所において保育を受けさせるため当該入所対象乳幼児を保育所に入所させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可(以下「入所許可」という。)を受けている者(以下「入所許可者」という。)は、当該入所許可に係る入所対象乳幼児(以下「入所乳幼児」という。)について、延長保育(入所乳幼児が入所している保育所における次の各号に掲げる時間帯(規則で定める保育所以外の保育所にあつては、第1号に掲げる時間帯を除く。)(規則で定める入所乳幼児にあつては、第3号に掲げる時間帯を除く。))において、当該入所乳幼児で市長がやむを得ない理由があると認めるものについて行われる保育をいう。以下同じ。)を受けさせよ

うとするときは、入所許可とは別に、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 開所時刻以前の時間帯で規則で定めるもの
- (2) 閉所時刻以後の時間帯で規則で定めるもの
- (3) 開所時刻から閉所時刻までの間で規則で定める時間帯

3 一時預かり対象乳幼児の保護者は、当該一時預かり対象乳幼児について一時預かり保育を受けさせようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入所許可、第2項の許可（以下「延長保育許可」という。）又は前項の許可（以下「一時預かり保育許可」という。）（以下「入所許可等」という。）をしないことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により入所許可等を受けようとしたとき。
- (2) 入所許可又は延長保育許可の申請に係る入所対象乳幼児が伝染性の疾病にかかっているとき。
- (3) その他保育所の管理上支障があるとき。

（入所許可又は一時預かり保育許可を受けるべき者の決定）

第7条 市長は、別に定めるところにより、入所許可又は一時預かり保育許可を受けるべき者を選考その他の方法により決定するものとする。

（保育料）

第8条 入所許可者は、1月につき支援法の規定で規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該入所許可者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額の保育料を、規則で定める日までに納付しなければならない。

2 入所許可者のうちその監護する入所乳幼児に延長保育を受けさせるものは、前項の保育料のほか、第6条第2項第1号又は第2号に掲げる時間帯における延長保育にあつては当該時間帯ごとにそれぞれ1月につき1,500円又は30分につき200円の保育料を、同項第3号に掲げる時間帯における延長保育にあつては30分につき200円の保育料を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合にお

いては、後納しなければならない。

3 一時預かり保育許可を受けた者（以下「一時預かり保育許可者」という。）は、1日につき2,800円（当該一時預かり保育許可に係る一時預かり対象乳幼児が、1歳に達する日の属する年度の翌年度の初日から3歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は2,500円、同日の翌日から6歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者である場合は2,000円）の保育料を前納しなければならない。

4 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、保育料を減免することができる。

5 既納の保育料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（禁止行為）

第9条 保育所においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 保育所の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

(2) その他規則で定める行為

（届出）

第10条 入所許可者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) その監護する入所乳幼児を保育所から退所させるとき。

(2) 延長保育許可を受けている入所許可者にあつては、その監護する入所乳幼児について当該延長保育許可に係る延長保育を受けさせることをやめるとき。

(3) 入院その他の事由によりその監護する入所乳幼児を1月以上保育所に通所させないとき。

(4) 第8条第4項の規定による保育料の減免（以下「減免処分」という。）を受けている入所許可者にあつては、当該減免処分の理由となった事実に変更があったとき。

(5) その監護する入所乳幼児が伝染性の疾病にかかったとき。

(6) その他規則で定める場合

2 措置入所乳幼児の保護者は、次のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 当該措置入所乳幼児が伝染性の疾病にかかったとき。

(2) その他規則で定める場合

(通所の停止)

第 1 1 条 市長は、入所乳幼児又は措置入所乳幼児が次のいずれかに該当するときは、その保護者に対し、当該入所乳幼児又は措置入所乳幼児の保育所への通所の停止を命ずることができる。

(1) 伝染性の疾病にかかり、又はそのおそれがあるとき。

(2) その他保育所の管理上支障があるとき。

(入所許可等の取消し等)

第 1 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所許可等を取り消すことができる。

(1) 入所許可者又は一時預かり保育許可者（以下「入所許可者等」という。）が偽りその他の不正の手段により入所許可等を受けたとき。

(2) 入所乳幼児が入所対象乳幼児でなくなったとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他保育所の管理上支障があるとき。

2 第 1 0 条第 1 項の規定による届出（同項第 1 号に係るものに限る。以下この項において同じ。）があったときは、当該届出に係る保育所からの退所の予定の日の経過により当該届出を行った入所許可者に係る入所許可が取り消されたものとみなす。

3 前項の規定は、第 1 0 条第 1 項の規定による届出（同項第 2 号に係るものに限る。）があったときについて準用する。この場合において、前項中「保育所からの退所の」とあるのは「延長保育を受けさせることをやめる」と、「入所許可が」とあるのは「延長保育許可が」と読み替えるものとする。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を取り消すことができる。

(1) 入所許可者等が偽りその他不正の手段により減免処分を受けたとき。

(2) 第8条第4項に規定する規則で定める特別の理由（当該減免処分に係るものに限る。）がなくなったとき。

5 本市は、第1項の規定による入所許可等の取消し又は前項の規定による減免処分の取消しを受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

（原状回復義務等）

第13条 自己の責めに帰すべき事由により保育所の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、保育所の管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市立保育所条例第3条の規定により市長の承諾を受けてその監護する乳児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。）又は幼児（同項第2号に規定する幼児をいう。）（以下「乳幼児」という。）を尼崎市立保育所に入所させている保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。）は、当該乳幼児がこの条例による改正後の尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例第6条第1項に規定する入所対象乳幼児である場合に限り、

同条第2項に規定する入所許可者とみなす。

(準備行為)

3 入所許可等の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(委任)

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定める。

(説明)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 109 号

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の
運営の基準等を定める条例について

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の運営の基準等を定める条例を次のように制定する。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の
運営の基準等を定める条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、特定教育・保育施設の運営の基準その他子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(特定教育・保育施設等の運営の基準)

第 3 条 法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の条例で定める基準は、次項及び第 3 項に規定するもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「府令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、府令第 13 条第 1 項中「法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。）」とあるのは「法の規定で尼崎市長が規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して尼崎市長が規則で定める額」と、府令第 43 条第 1 項中「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育

を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」とあるのは「法の規定で尼崎市長が規則で定めるものに規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して尼崎市長が規則で定める額」と、府令附則第2条第1項中「第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、府令附則第3条第1項中「第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、同条第2項中「第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項」とあるのは「第43条第2項」とする。

- 2 幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の設置者及び園長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 3 幼稚園等は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。

（罰則）

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、100,000円以下の過料を科する。

- (1) 正当な理由なく、法第 13 条第 1 項の規定による命令に対して、報告若しくは物件の提出若しくは提示（以下「報告等」という。）をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示（以下「虚偽報告等」という。）をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なく、法第 14 条第 1 項の規定による命令に対して、報告等をせず、若しくは虚偽報告等をし、同項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第 23 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により支給認定証の提出を求められ、又は法第 24 条第 2 項の規定により支給認定証の返還を求められて、これらに応じない者

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

（説 明）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 0 号

尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会条例について

尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会条例

(設置)

第 1 条 本市があまらぶチャレンジ事業補助金（本市の区域内における社会的な課題の解決に資する公益的な事業に要する費用に係る補助金で市長が別に定めるものをいう。）の交付の申請を受けた場合における当該申請に係る事業（以下「対象事業」という。）の内容を審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、対象事業の内容の審査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第 3 条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取等）

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2 最初に招集される審査会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

（説 明）

尼崎市あまらぶチャレンジ事業補助金交付対象事業審査会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 1 号

尼崎市産業振興基本条例について

尼崎市産業振興基本条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市産業振興基本条例

本市は、我が国の経済の成長とともに発展を遂げ、様々な産業の各分野において中小企業と大企業がともに活発に事業活動を行う産業都市としての地位を確立しました。

しかしながら、我が国は、社会経済全体が成熟し、少子高齢化社会と人口減少社会に向かっており、また、国際化や情報化の進展、流通構造の変化等に伴い事業経営が厳しい環境に置かれる一方で、生活の質や利便性を高めるための新たなサービスが生み出されるなど、我が国の経済活動は大きく変革しています。そのため、事業活動においても、持続可能な社会の構築に向け、事業者がその社会的な責任を認識したうえで率先して取り組むことが求められています。

このような中、本市の地域経済を今後も持続的に発展させていくためには、常に社会情勢の変化や時代潮流をふかんし、経済活動を取り巻く環境の変化に対し問題意識を持ちながら、柔軟に対応していくことが不可欠です。

そのためには、様々な産業が活性化し、新たな産業が生まれ、雇用が発生し、消費を通じて更なる生産やサービスの提供につながるといった好循環を、事業者、産業関係団体、市民、行政等が常に意識しながら、互いに協力して産業の振興に取り組む必要があります。また、事業活動を維持充実させ、起業等により新しく生まれた事業を成長させるための環境づくり、地域社会の一員として社会的な責任を果たすための取組、事業経営を支える人の経営能力や職業能力を向上させるための環境づくり、女性と高齢者を含む全ての市民が働きやすい環境づくりを連携して行い、又はこれらを支援することが重要です。

ここに、私たちは、一丸となって、本市の地域経済を支えてきたこれ

までの産業が時代の変化に応え、これからの時代に求められる産業が生まれ、事業経営において最も重要な資源である人が育ち、成長することができる社会の構築を目指すことを決意し、その基本となるこの条例を制定します。

（この条例の目的）

第1条 この条例は、産業の振興等に関し、基本理念を定め、産学公融ネットワーク、事業者、産業関係団体等及び市民の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、本市の地域経済の持続的な発展を推進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業の振興等 本市における産業の振興、起業の促進及び雇用就労の維持創出（雇用の確保及び維持並びに就労機会の創出をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 産学公融ネットワーク 産業関係団体等並びに国、兵庫県及び市によって構成される組織で、産業の振興等を支援する活動を行うものをいう。
- (3) 事業者 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 産業関係団体等 産業関係団体（産業の振興等を支援する活動を行う法人その他の団体で市以外のものをいう。）、地域金融機関（本市の区域内にその事務所を有する金融機関をいう。）及び教育研究機関（産業の振興等に関する教育又は研究を行う法人その他の団体で市以外のものをいう。）をいう。

（基本理念）

第3条 産業の振興等に関する基本理念（以下「基本理念」という。）は、次条から第6条までに定めるとおりとする。

（産業の振興）

第4条 本市における産業の振興については、次の各号に掲げる方針を

基本として推進されなければならない。

- (1) 事業者が、自らの創意工夫を生かして事業活動に取り組むこと。
- (2) 事業者が、他の産業との連携、事業の継続及び継承、事業に係る技能の継承、研究開発の推進並びに新たな事業分野への事業展開に取り組むこと。
- (3) 事業者が、環境保全の観点に立った事業活動に積極的に取り組むこと。
- (4) 事業者、産業関係団体等及び市が、相互に連携して、本市における産業の特長であるものづくりの技術及び商業の集積を生かすこと。
- (5) 事業者、産業関係団体等及び市が、社会的な責任を認識し、その責任を果たすことができる事業の創造に取り組むこと。

2 前項に規定するもののほか、本市における産業の振興については、次の各号に掲げる産業の各分野における方針を基本として推進されなければならない。

- (1) ものづくり産業（製造業、建設業、農業等をいう。）については、本市における産業の中核として、技術又は経営の革新（以下「技術革新等」という。）を通じて、事業の高度化、商品等の付加価値の追求、成長が見込まれる事業分野への事業展開等に取り組むこと。
- (2) にぎわいづくり産業（卸売業、小売業、飲食サービス業、宿泊業等をいう。以下同じ。）については、活気のある地域を醸成する産業の中核として、事業者を中心に、産業関係団体等及び市が一体となって、地域の魅力の向上及び商業の活性化に取り組むこと。
- (3) 知識づくり産業（学術研究機関、開発研究機関、専門的な知識又は技術に関するサービスの提供に関する産業、高等教育機関等をいう。以下同じ。）については、技術革新等又は他の産業の高度化を促進する産業の中核として、交通の利便性等を生かして集積を図り、知識づくり産業の間における連携及び他の産業との連携に取り組むこと。
- (4) 生活づくり産業（医療、福祉又は生活に関するサービスの提供に関する産業等をいう。）については、市民が健康を維持し、又は安

心して暮らすことを支援する産業の中核として、良質なサービスの提供、社会的な課題の解決に向けた事業展開及びにぎわいづくり産業との連携に取り組むこと。

- (5) ネットワークづくり産業（運輸業、情報通信業、職業の紹介を行うサービスの提供に関する産業等をいう。）については、人の交流又は物資若しくは情報の流通（以下「人の交流等」という。）を支える産業の中核として、人の交流等の活性化、環境保全等の要請その他の成熟社会における社会的な要求に柔軟に対応することができるよう事業活動に取り組むこと。

（起業の促進）

第5条 本市における起業の促進については、何人も容易に起業に挑戦することができる環境の整備及び事業者が新たな事業分野への事業展開又は企業立地（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第3条第2項に規定する企業立地をいう。）を行うことができる環境の整備に取り組むことを基本として推進されなければならない。

（雇用就労の維持創出）

第6条 本市における雇用就労の維持創出については、多様な人材が様々な事業活動において登用されるよう、次の各号に掲げる方針を基本として推進されなければならない。

- (1) 労働に対する意識の定着及び労働意欲の喚起に取り組むこと。
- (2) 就労希望者及び労働者の能力開発及び人材育成に取り組むこと。
- (3) 安定した雇用の維持及び円滑な再就職の促進を図るための環境の整備に取り組むこと。
- (4) 多様な就労の機会が提供されること。

（産学公融ネットワークの役割）

第7条 産学公融ネットワークは、基本理念にのっとり、産業の振興等に関する課題を共有し、事業者間の連携の支援、事業活動又は経営に関する専門的な助言又は指導を行う体制の整備、事業の実現性等を審査基準とした融資制度の整備の支援等を行うよう努めなければならない。

い。

（事業者の役割）

第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら行う事業の分野及び規模を生かした持続可能な事業活動並びに従業員に対する使用者としての責任及び地域社会に対する社会的な責任を果たすことができる事業活動を行うよう努めなければならない。

（産業関係団体等の役割）

第 9 条 産業関係団体等は、基本理念にのっとり、それぞれの特長を生かして事業者を支援するとともに、国、兵庫県、市及び他の産業関係団体等と連携して産業の振興等に関する施策を実施するよう努めなければならない。

（市民の役割）

第 10 条 市民は、自らが本市の地域経済の持続的な発展を支える主体の一つであることを自覚するとともに、事業者による事業活動がその発展に寄与していることを認識して産業の振興等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第 11 条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 産学公融ネットワーク、事業者及び産業関係団体等がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援するとともに、これらの者が連携して産業の振興等に関する施策を推進することができる体制を整備すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、産業の振興等に関する調査研究を行うとともに、産業の振興等に関する施策を策定し、及びこれを実施すること。
- (3) 本市の地域経済の持続的な発展のため、事業者が市の事業活動に関連する事業活動を行うことができる環境を整備すること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

産業の振興等に関する目指すべき方向性等を示し、尼崎市の地域経済の持続的な発展に寄与するため、条例制定の必要を認めたので、本案を提出する。

議案第 1 1 2 号

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成 7 年尼崎市
条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 1 2 条第 1 項」を「第 1 1 条第 1 項」に、「当該」を「
当該」に改め、同条第 2 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子
並びに寡婦福祉法」に、「女子で」を「女子又は同条第 2 項に規定する
配偶者のない男子で、」に改める。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、第 1 0 条を第 9 条とし、第 1 1
条を第 1 0 条とする。

第 1 2 条第 1 項中「定める」を「規定する」に、「第 1 1 条第 2 項、
第 1 2 条」を「第 1 1 条」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 1 3 条を第
1 2 条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援
対策推進法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 2 8 号）の制
定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 3 号

尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例について

尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 9 月 9 日 提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例

尼崎市貸切自動車乗車料条例（昭和 3 0 年尼崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（乗車料）

第 2 条 貸切自動車を使用する者は、次条及び第 4 条の規定により定められた乗車料を納めなければならない。

第 4 条を削る。

第 3 条中「所定乗車料（料金を除く。）」を「前条第 1 項の時間制運賃及びキロ制運賃」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（乗車料の額）

第 3 条 乗車料の額は、時間制運賃の額及びキロ制運賃の額の合計額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項の時間制運賃の額及びキロ制運賃の額は、別表に定める額の範囲内において、自動車運送事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

第 5 条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「この」の次に「条例に定めるもののほか、この」を加え、「関し」を「ついて」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表

区 分	金 額
-----	-----

時間制運賃	1 回につき 43,300 円
キロ制運賃	走行距離 10 キロメートルにつき 1,700 円
摘要 1 回の走行時間が 3 時間を超える場合の時間制運賃の額は、8,660 円にその超える時間（以下「超過時間」という。）（超過時間が 1 時間に満たない場合又は超過時間に 1 時間に満たない端数がある場合において、超過時間又はその端数が 30 分未満であるときはこれらを切り捨て、超過時間又はその端数が 30 分以上であるときはこれらを 1 時間に切り上げる。）の時間の数値を乗じて得た額に、43,300 円を加えて得た額とする。	

備考

- 1 「走行距離」とは、出庫から帰庫までの間に走行する距離（その距離が 10 キロメートルに満たないとき又はその距離に 10 キロメートルに満たない端数があるときは、これらを 10 キロメートルに切り上げる。）をいう。
- 2 「走行時間」とは、出庫から帰庫までに要する時間をいう。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市貸切自動車乗車料条例の規定は、この条例の施行の日以後の貸切自動車の使用の申込み（以下「使用申込み」という。）に係る乗車料について適用し、同日前の使用申込みに係る乗車料については、なお従前の例による。

（説 明）

道路運送法第 9 条の 2 第 2 項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業

の運賃・料金の変更命令に基づき、条例改正が必要であることから、
本案を提出する。

その他

議案第 1 1 4 号

工事請負契約について

尼崎北小学校特別教室棟耐震補強等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 尼崎北小学校特別教室棟耐震補強等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市塚口町 6 丁目 2 1 番地の 1
工事概要 特別教室棟耐震補強等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 0 4 , 3 3 6 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市七松町 2 丁目 2 7 番 2 3 号
株式会社オカモト・コンストラクション・システム |

代表取締役 岡 本 征 夫

(説 明)

尼崎北小学校特別教室棟耐震補強等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	特別教室棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 657平方メートル
	主な工法 ピタコラム工法
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
	延べ面積 1,079平方メートル
	主な工法 鉄骨屋根補強
	給食室棟増築工事
	鉄骨造り 2階建て 1棟
	敷地面積 10,873.45平方メートル
	建築面積 242.84平方メートル
	延べ面積 294.81平方メートル
	屋外付帯工事(外構等)

議案第 1 1 5 号

工事請負契約について

園田東小学校校舎棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 園田東小学校校舎棟改築等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東園田町 8 丁目 7 番地
工事概要 校舎棟改築等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1, 1 3 6, 1 6 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 神戸市中央区八幡通 3 丁目 1 番 1 9 号
大豊・ユハラ共同企業体
代表者 大豊建設株式会社神戸営業所
所長 柏 和 成 |

(説 明)

園田東小学校校舎棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	校舎棟改築工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	敷地面積 17,502.58平方メートル
	建築面積 2,075.93平方メートル
	延べ面積 5,049.31平方メートル
	(主な諸室)
	普通教室、特別教室(図書室、生活教室、コンピュータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、図画工作教室、音楽教室等)、多目的スペース、管理諸室、給食室
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
	延べ面積 890平方メートル
	主な工法 鉄骨屋根補強
	既存校舎等解体工事(北棟、南棟、西棟等)
	屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)

議案第 1 1 6 号

工事請負契約について

園田東小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 園田東小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事
請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東園田町 8 丁目 7 番地
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1 6 9 , 5 0 6 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 1 6 番 1 号 |

共栄電器工業株式会社

代表取締役 柳 楽 信 義

(説 明)

園田東小学校校舎棟改築等工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	受変電設備工事 一 式
	幹線・動力設備工事 一 式
	電灯・コンセント設備工事 一 式
	弱電設備工事 一 式
	太陽光発電設備工事 一 式
	体育館耐震補強工事に係る電気設備工事 一 式
	屋外電気設備工事 一 式

議案第 1 1 7 号

工事請負契約について

園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事
請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東園田町 8 丁目 7 番地
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1 9 2 , 2 4 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市西本町 2 丁目 5 番地
株式会社竹内工業所
代表取締役 竹 内 寿 |

(説 明)

園田東小学校校舎棟改築等工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一 式
	換気設備工事 一 式
	衛生器具設備工事 一 式
	給水設備工事 一 式
	排水設備工事 一 式
	給湯設備工事 一 式
	消火設備工事 一 式

議案第 1 1 8 号

工事請負契約の変更について

成文小学校東棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 成文小学校東棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市大島 2 丁目 3 3 番 1 号
工事概要 東棟改築等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 9 5 6 , 4 5 9 , 8 8 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 4 番地 |

柄谷・トータルサプライ共同企業体

代表者 株式会社柄谷工務店

代表取締役 柄 谷 順 一 郎

(説 明)

平成 2 6 年 3 月 1 1 日に議決された成文小学校東棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	東棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 敷地面積 17,638.83平方メートル 建築面積 767.07平方メートル 延べ面積 2,980.39平方メートル (主な諸室) 特別支援学級、特別教室(理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室)、保健室、多目的スペース
	西棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,549平方メートル 主な工法 ピタコラム工法
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 887平方メートル 主な工法 鉄骨水平ブレース補強
	既存校舎等解体工事(東棟等)
	既存校舎改修工事(西棟等)
	屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)
	今回変更内容 平成26年度労務・材料等単価の適用

II 変更前契約

- 1 契約の目的 成文小学校東棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市大島2丁目33番1号
工事概要 東棟改築等工事

- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 923,184,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地
柄谷・トータルサプライ共同企業体
代表者 株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 1 1 9 号

工事請負契約の変更について

成文小学校東棟改築等工事のうち電気設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 成文小学校東棟改築等工事のうち電気設備工事
請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市大島 2 丁目 3 3 番 1 号
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 1 6 4 , 2 8 3 , 1 2 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市道意町 6 丁目 7 番地の 1
株式会社日電機工
代表取締役 粟 津 圭 哉 |

(説 明)

平成 2 6 年 3 月 1 1 日に議決された成文小学校東棟改築等工事のうち電気設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	受変電設備工事 一 式
	幹線設備工事 一 式
	動力・電灯設備工事 一 式
	弱電設備工事 一 式
	太陽光発電設備工事 一 式
	体育館耐震補強工事に係る電気設備工事 一 式
	屋外電気設備工事 一 式
	今回変更内容
	平成26年度労務・材料等単価の適用

II 変更前契約

- 1 契約の目的 成文小学校東棟改築等工事のうち電気設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市大島2丁目33番1号
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 162,078,840円
- 5 契約の相手方 尼崎市道意町6丁目7番地の1
株式会社日電機工
代表取締役 粟 津 圭 哉

議案第 120 号

工事請負契約の変更について

成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市蓬川町 302 番地の 2
工事概要 本校舎棟等耐震補強工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 199,044,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 5 番地 6
株式会社トータルサプライ
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

平成 25 年 12 月 18 日に議決された成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	本校舎棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 3階建て 1棟 延べ面積 3, 8 2 6平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法
	東便所棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 2 3 1平方メートル 主な工法 開口閉塞
	西便所棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟 延べ面積 1 7 2平方メートル 主な工法 開口閉塞
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 9 2 6平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強
	耐震補強工事に伴う電気設備工事 〃 機械設備工事
	今回変更内容 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)

II 変更前契約

- 1 契約の目的 成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市蓬川町302番地の2
工事概要 本校舎棟等耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札

4 契約の金額 197,100,000円

5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町5番地6

株式会社トータルサプライ

代表取締役 柄谷 順一郎

議案第 1 2 1 号

工事請負契約の変更について

浜田小学校北東棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 浜田小学校北東棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市浜田町 3 丁目 1 1 0 番地
工事概要 北東棟改築等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 7 1 2 , 4 6 5 , 2 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市塚口町 1 丁目 1 0 番地の 5
株式会社吉川組
代表取締役 吉 川 壽 一 |

(説 明)

平成 2 6 年 2 月 2 8 日に議決された浜田小学校北東棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	北東棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 敷地面積 21,766.64平方メートル 建築面積 874.87平方メートル 延べ面積 2,600.94平方メートル (主な諸室) 特別教室(理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、コンピュータ教室、図書室)、多目的スペース
	北西棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,533平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 919平方メートル 主な工法 鉄骨水平ブレース補強
	給食室棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟 延べ面積 220平方メートル 主な工法 開口閉塞
	既存校舎等解体工事(北東棟、機械室棟等)
	既存校舎改修工事(北西棟、南棟等)
	屋外付帯工事(外構等)
	今回変更内容 平成26年度労務・材料等単価の適用

Ⅱ 変更前契約

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 浜田小学校北東棟改築等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市浜田町3丁目110番地
工事概要 北東棟改築等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 690,120,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市塚口町1丁目10番地の5
株式会社吉川組
代表取締役 吉 川 壽 一 |

議案第 1 2 2 号

工事請負契約の変更について

塚口小学校西南棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 塚口小学校西南棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市塚口町 4 丁目 3 8 番地の 1
工事概要 西南棟改築等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 7 8 8 , 1 2 3 , 7 6 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市道意町 3 丁目 1 番地
株式会社三田工務店
代表取締役 三 田 恭 男 |

(説 明)

平成 2 4 年 1 0 月 4 日に議決された塚口小学校西南棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	西南棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 敷地面積 16,297.56平方メートル 建築面積 741.25平方メートル 延べ面積 2,331.95平方メートル (主な諸室) 視聴覚教室、職員室、校長室、集中下足室
	北棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 3,447平方メートル 主な工法 K T ブレース工法
	便所棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 249平方メートル 主な工法 耐震壁増設
	東棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 1,126平方メートル 主な工法 K T ブレース工法
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 890平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強
	既存校舎等解体工事(西南棟等)
	既存校舎改修工事
	屋外付帯工事(外構等)

今回変更内容

石綿含有建材の法令に基づく除去の追加

Ⅱ 変更前契約

- 1 契約の目的 塚口小学校西南棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市塚口町4丁目38番地の1
工事概要 西南棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 785,400,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市道意町3丁目1番地
株式会社三田工務店
代表取締役 三 田 恭 男

議案第 1 2 3 号

工事請負契約の変更について

園田小学校北棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 園田小学校北棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市食満 1 丁目 1 番 2 号
工事概要 北棟改築等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 9 7 5 , 9 1 3 , 9 2 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 4 番地
柄谷・昌平共同企業体
代表者 株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

平成 2 6 年 2 月 2 8 日に議決された園田小学校北棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	北棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 敷地面積 18,851.27平方メートル 建築面積 1,131.43平方メートル 延べ面積 4,368.78平方メートル (主な諸室) 特別教室(理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室)、多目的スペース
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 890平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強
	給食室棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟 延べ面積 297平方メートル 主な工法 開口閉塞
	既存校舎等解体工事(北棟、北便所棟等)
	既存校舎改修工事(中棟、南棟等)
	屋外付帯工事(外構等)
	今回変更内容 平成26年度労務・材料等単価の適用

II 変更前契約

- 1 契約の目的 園田小学校北棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市食満1丁目1番2号
工事概要 北棟改築等工事

- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 9 5 3 , 5 3 2 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町 4 番地
柄谷・昌平共同企業体
代表者 株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 1 2 4 号

工事請負契約の変更について

園田小学校北棟改築等工事のうち電気設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 園田小学校北棟改築等工事のうち電気設備工事
請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市食満 1 丁目 1 番 2 号
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 1 6 3 , 6 1 7 , 8 4 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市瓦宮 1 丁目 9 番 1 5 号
栄興電機工業株式会社
代表取締役 小 坂 圭 一 |

(説 明)

平成 2 6 年 3 月 1 1 日に議決された園田小学校北棟改築等工事のうち電気設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	受変電設備工事 一 式
	幹線設備工事 一 式
	動力・電灯設備工事 一 式
	弱電設備工事 一 式
	太陽光発電設備工事 一 式
	体育館耐震補強工事に係る電気設備工事 一 式
	屋外電気設備工事 一 式
	今回変更内容
	平成26年度労務・材料等単価の適用

II 変更前契約

- 1 契約の目的 園田小学校北棟改築等工事のうち電気設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市食満1丁目1番2号
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 159,840,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市瓦宮1丁目9番15号
栄興電機工業株式会社
代表取締役 小 坂 圭 一

議案第 1 2 5 号

工事請負契約の変更について

園和小学校校舎等改築工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 園和小学校校舎等改築工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東園田町 4 丁目 7 3 番地の 2
工事概要 校舎等改築工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 2, 4 1 6, 3 9 8, 4 8 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 神戸市兵庫区小河通 2 丁目 2 番 5 号 |

N I P P O ・ 吉 川 組 共 同 企 業 体

代表者 株式会社 N I P P O 兵庫統括事業
所

所長 大 場 信 秀

(説 明)

平成 2 6 年 6 月 2 5 日に議決された園和小学校校舎等改築工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	校舎及び体育館改築工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟 敷地面積 17,321.99平方メートル 建築面積 4,156.11平方メートル 延べ面積 11,853.90平方メートル (主な諸室) 普通教室、特別教室(図書室、生活教室、コンピュータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、図画工作教室、音楽教室等)、多目的スペース、管理諸室、給食室 既存校舎等解体工事(校舎、体育館等) 屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等) 旧給食室棟改修工事 今回変更内容 平成26年度労務・材料等単価の適用

II 変更前契約

- 1 契約の目的 園和小学校校舎等改築工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町4丁目73番地の2
工事概要 校舎等改築工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 2,332,800,000円
- 5 契約の相手方 神戸市兵庫区小河通2丁目2番5号
NIPPO・吉川組共同企業体
代表者 株式会社NIPPO兵庫統括事業所
所長 大場 信 秀

議案第 1 2 6 号

工事請負契約の変更について

園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事
請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東園田町 4 丁目 7 3 番地の 2
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 2 8 4 , 4 6 2 , 2 8 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市瓦宮 1 丁目 9 番 1 5 号
栄興電機工業株式会社
代表取締役 小 坂 圭 一 |

(説 明)

平成 2 6 年 6 月 2 5 日に議決された園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	受変電設備工事 一 式
	幹線設備工事 一 式
	動力・電灯設備工事 一 式
	弱電設備工事 一 式
	旧給食室棟改修工事に係る電気設備工事 一 式
	屋外電気設備工事 一 式
	今回変更内容
	平成26年度労務・材料等単価の適用

II 変更前契約

- 1 契約の目的 園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町4丁目73番地の2
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 274,104,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市瓦宮1丁目9番15号
栄興電機工業株式会社
代表取締役 小 坂 圭 一

議案第 1 2 7 号

工事請負契約の変更について

園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事
請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東園田町 4 丁目 7 3 番地の 2
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 2 9 3 , 1 5 1 , 9 6 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市南初島町 1 0 番地の 1 4 9
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一 |

(説 明)

平成 2 6 年 6 月 2 5 日に議決された園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一 式
	換気設備工事 一 式
	衛生器具設備工事 一 式
	給水設備工事 一 式
	排水設備工事 一 式
	給湯設備工事 一 式
	消火設備工事 一 式
	今回変更内容
	平成 2 6 年度労務・材料等単価の適用

II 変更前契約

- 1 契約の目的 園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町 4 丁目 7 3 番地の 2
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 2 8 7 , 4 9 6 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市南初島町 1 0 番地の 1 4 9
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一

議案第 1 2 8 号

工事請負契約の変更について

武庫中学校南棟耐震補強等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 武庫中学校南棟耐震補強等工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市武庫元町 2 丁目 2 4 番 3 0 号
工事概要 南棟耐震補強等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 2 6 1 , 8 5 8 , 9 6 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市七松町 2 丁目 2 7 番 2 3 号
株式会社オカモト・コンストラクション・システム
代表取締役 岡 本 征 夫 |

(説 明)

平成 2 6 年 2 月 2 8 日に議決された武庫中学校南棟耐震補強等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	南棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 3, 887平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法
	北西棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 539平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 1, 079平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強
	技術室棟改築工事 鉄骨造り 平屋建て 1棟 建築面積 271.94平方メートル 延べ面積 264平方メートル
	耐震補強等工事に伴う電気設備工事 〃 機械設備工事
	今回変更内容 平成26年度労務・材料等単価の適用

II 変更前契約

- 1 契約の目的 武庫中学校南棟耐震補強等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市武庫元町2丁目24番30号
工事概要 南棟耐震補強等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 258, 120, 000円

5 契約の相手方 尼崎市七松町2丁目27番23号

株式会社オカモト・コンストラクション・システム

代表取締役 岡 本 征 夫

議案第 1 2 9 号

工事請負契約の変更について

小園中学校管理棟等耐震補強工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 小園中学校管理棟等耐震補強工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市小中島 2 丁目 1 2 番 2 7 号
工事概要 管理棟等耐震補強工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 1 5 4 , 5 8 5 , 8 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市武庫町 3 丁目 1 1 番 2 8 号
株式会社松善工務店
代表取締役 紺 屋 一 弘 |

(説 明)

平成 2 5 年 1 0 月 4 日に議決された小園中学校管理棟等耐震補強工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	管理棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟
	延べ面積 3, 955平方メートル
	主な工法 鉄骨ブレース工法
	南棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 2, 230平方メートル
	主な工法 鉄骨ブレース工法
	北棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 1, 088平方メートル
	主な工法 鉄骨ブレース工法
	耐震補強工事に伴う電気設備工事
	〃 機械設備工事
	今回変更内容
	賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)

II 変更前契約

- 1 契約の目的 小園中学校管理棟等耐震補強工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市小中島2丁目12番27号
工事概要 管理棟等耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 154, 035, 000円
- 5 契約の相手方 尼崎市武庫町3丁目11番28号

株式会社松善工務店

代表取締役 紺 屋 一 弘

議案第 130 号

工事請負契約の変更について

塚口保育所改築工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 塚口保育所改築工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市塚口本町 2 丁目 4 0 3 番 1 ・
5 ・ 2 2 ・ 2 4
工事概要 鉄骨造り 2 階建て 1 棟 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 1 9 8 , 9 0 5 , 7 6 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 4 番地
カラタニエンジニアリング株式会社
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

平成 26 年 2 月 28 日に議決された塚口保育所改築工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	保育所改築工事 鉄骨造り 2 階建て 1 棟 敷地面積 1, 1 2 6 . 3 1 平方メートル 建築面積 5 8 1 . 5 4 平方メートル 延べ面積 9 9 1 . 6 0 平方メートル (主な諸室) 保育室、事務室、医務室、相談室、地域子育て室、 一時預かり室、調理室 屋外付帯工事(駐輪場、プール、砂場など) 今回変更内容 平成 2 6 年度労務・材料等単価の適用

II 変更前契約

- 1 契約の目的 塚口保育所改築工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市塚口本町 2 丁目 4 0 3 番 1 ・ 5
・ 2 2 ・ 2 4
工事概要 鉄骨造り 2 階建て 1 棟
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1 9 4 , 1 8 4 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町 4 番地
カラタニエンジニアリング株式会社
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 131 号

事業契約について

市営武庫 3 住宅第 1 期建替事業の事業契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 26 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 市営武庫 3 住宅第 1 期建替事業の実施のため |
| 2 | 契約の内容 | 事業場所 尼崎市武庫之荘 8 丁目 30 番 1 号ほか
尼崎市蓬川町 302 番地の 17
事業概要 市営時友住宅の建替及び（仮称）蓬川第
2 住宅の建設（関連する公共施設の整備
を含む）並びに入居者移転支援業務 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札（総合評価） |
| 4 | 契約の金額 | 5, 353, 030, 400 円 |
| 5 | 契約の期間 | 契約締結日から平成 31 年 1 月 31 日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社
吉川組、株式会社市浦ハウジング＆プランニング大
阪支店、株式会社アクロスコーポレイション、株式
会社セノオ商会及び株式会社ライズホームを構成
企業とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄谷 順一郎 |

（説 明）

市営武庫 3 住宅第 1 期建替事業を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 2 号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事 件 名 建物明渡し等請求事件
2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

同

同

- 4 事件の概要 (1) 原告本市は、本市改良住宅の入居者たる被告
に対して、滞納家賃を所定期限内に支払
うべきこと及び当該期限内に支払わないときは改
良住宅の賃貸借契約を解除するのでこれを明け渡
すべきことを通告したが、同被告は滞納家賃を支
払わず、また、その入居する改良住宅を明け渡す
意思も全くみられないので、滞納家賃の支払及び
当該改良住宅の明渡しとともに明渡しに至るまで
の近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額

の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

- (2) 原告本市は、滞納家賃及び駐車場使用料（以下「滞納家賃等」という。）を支払わないままその所在が判明しない本市改良住宅の入居者たる被告 ■■■■■ に対して、訴状の送達により当該改良住宅の賃貸借契約を解除し、及び駐車場の使用許可を取り消すとともに、滞納家賃等の支払並びに当該改良住宅及び駐車場の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃（駐車場にあっては、駐車場使用料）の額の２倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

- (3) 原告本市は、本市市営住宅を不法に占有している被告 ■■■■■ に対して、当該市営住宅の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

（説 明）

地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 3 号

平成 2 5 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

平成 2 5 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	3, 7 8 8, 0 9 8, 4 8 2 円
2	処 分 額	1, 7 8 8, 0 9 8, 4 8 2 円
3	処 分 方 法	建設改良積立金へ積立

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 4 号

平成 2 5 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

平成 2 5 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり
処分するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	1, 2 4 6, 9 1 8, 3 8 7 円
2	処 分 額	1, 2 4 6, 9 1 8, 3 8 7 円
3	処 分 方 法	建設改良積立金へ積立

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 1 3 5 号

平成 2 5 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

平成 2 5 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次の
とおり処分するため、議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	1, 2 7 6, 1 5 6, 3 9 2 円
2	処 分 額	6 3 9, 8 5 2, 6 4 3 円
3	処 分 方 法	建設改良積立金へ積立

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

